（児童福祉法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十四条　児童福祉法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第二条のうち児童福祉法第二十三条の次に二条を加える改正規定のうち第二十三条の三中「売春防止法第三十六条の二」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第十条」に改める。

第六条を次のように改める。

第六条　削除

本則に次の一条を加える。

（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の一部改正）

第十条　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十条中「第二十三条第二項」を「第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項」に、「当該」を「当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該」に改める。

（刑法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十五条　刑法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第九条のうち更生保護事業法第二条第二項第十号の改正規定中「同項第十号」を「同項第九号」に改める。

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正）

第三十六条　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十条中売春防止法第十七条第一項の改正規定、同法第二十六条第二項の改正規定並びに同法第三十二条第一項及び第二項の改正規定を削る。

第二百二十一条に次の一号を加える。

八十九　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第二十三条第四百七十一条中「第二条第二項第十号」を「第二条第二項第九号」に改める。

第四百八十四条第二項中「及び旧売春防止法第三章に規定する補導処分に関する事項」を削り、同条第三項を削る。

（法務省設置法の一部改正）

第三十七条　法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十二号中「、補導処分」を削り、同項第十五号中「、少年院又は婦人補導院」を「又は少年院」に改める。

第八条第一項中「婦人補導院」を削る。

第十二条及び第十三条を次のように改める。

第十二条及び第十三条　削除

第十六条第一項中「、少年鑑別所及び婦人補導院」を「及び少年鑑別所」に改める。

（政令への委任）

第三十八条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之
法務大臣　古川　禎久
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　後藤　茂之

政　令

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年五月二十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百九十七号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）附則第七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「十二歳未満の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　十二歳未満の者

二　十二歳以上六十歳未満の者であって、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を既に三回受けたもの

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　後藤　茂之
内閣総理大臣　岸田　文雄

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年五月二十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百九十八号

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成二十三年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「令和四年五月三十一日」を「令和五年五月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
外務大臣　林　芳正
防衛大臣　岸　信夫